第3章 サービス必要量の見込み

第1節 サービス区分

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障害者への総合的な支援を実施します。「自立支援給付」は、介護支援のための「介護給付」や、自立訓練や就労移行支援のための「訓練等給付」などの「障害福祉サービス」と「相談支援」「自立支援医療」「補装具」となります。サービスを「訪問系」「日中活動系」「居住系」に分け、必要に応じて選択し、組み合わせて利用する仕組みで、「地域生活支援事業」は、地域での生活をより円滑にするサービスです。

さらに本年度から児童福祉法改正による障害児の福祉サービスも組み込むこととしました(別表)。

サービスの区分

区分		自立支	泛援給付	44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.
凶	分	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業
	訪問系	居宅介護重度訪問介護行動援護同行援護重度障害者等包括支援		
障害福祉サービス	日中活動系	生活介護療養介護短期入所	・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援A型 (雇用型) ・就労継続支援B型 (非雇用型) ・就労定着支援	
	居住系	• 施設入所支援	・共同生活援助 (グループホーム)・宿泊型自立訓練・自立生活援助	
援	相談支	計画相談支援地域移行支援地域定着支援		
		自立支援医療		
		補装具		
その他				 ・相談支援 ・意思疎通支援 ・日常生活用具給付 ・移動支援 ・地域活動支援センター ・日中一時支援 ・社会参加促進 ・成年後見制度利用支援

障害児福祉サービス区分

児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、 居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援

第2節 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅で訪問を受け利用するサービスです。

1 訪問系サービスの内容

(1) 居宅介護 [介護給付]

自宅で介護が必要な人に対し、自宅で入浴や排泄、食事等の介護を行います。

(2) 重度訪問介護 [介護給付]

重度の肢体不自由者等で常に介護が必要な人などを対象に、自宅において入浴、 排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

(3) 行動援護 [介護給付]

知的障害や精神障害により行動上の障害がある人などを対象に、外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。

(4) 同行援護[介護給付]

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人を対象に、外出時に同行して、移動に必要な情報の提供や移動の援護など必要な支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援[介護給付]

寝たきり状態などの介護の必要性がとても高い人などを対象に、居宅介護などの 複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

2 訪問系サービスの見込量

事業名	単位	2018(平成 30)年度	2019(平成 31)年度	2020(平成 32)年度
居宅介護	時間	517	555	594
重度訪問介護	時間	656	656	656
行動援護	時間	24	24	24
同行援護	時間	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0

[※]単位は年間を通じての月平均値

^{※「}時間」=「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用時間数」

3 訪問系サービス見込量の確保策

□ 必要な訪問系サービスを障害の種別を問わずに支給します。
 □ 利用者のニーズに即した適正な支給決定を行います。
 □ 利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
 □ 居宅介護・重度訪問介護・行動援護は町内の既存のサービス提供事業所を中心にサービスを提供します。
 □ 同行援護・重度障害者包括支援は、町内外のサービス提供事業所の動向等を把握しながら、必要に応じてサービス提供事業所の確保を図ります。

第3節 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです。

□ サービス事業者の質の向上が図れるような体制の整備に努めます。

1 日中活動系サービスの内容

(1) 生活介護 [介護給付]

地域や入所施設で生活を営むために常に介護等の支援が必要な人に対し、食事や 入浴、排泄等の介護や、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供するなど、 身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・身体機能の状態から、在宅生活を維持することが困難であり、施設に入所して介護を受けながら安定した生活をしたい人。
- 病院は退院したが、介護等の支援が必要なため、直接地域生活へ移行することには、不安がある人。
- 訓練施設を利用していたが、障害の状態が悪化し、介護が必要な状態になった人。

(2) 自立訓練(機能訓練)[訓練等給付]

地域生活を営む上で、一定の支援が必要な身体障害者に対し、身体能力・生活能力の維持・向上等のための歩行訓練や家事等の訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・施設を退所し、地域生活へ移行するため、日常生活上の実践的なトレーニングを受けたい人。
- 特別支援学校を卒業し、就労したいと考えているが、障害の状態から作業を こなせるかどうか不安な人。
- ・病院で一通りのリハビリテーションは行ったが、地域において実生活を送る 上では、家事等にまだ不安がある人。

(3) 自立訓練(生活訓練)[訓練等給付]

地域生活を営む上で一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や 家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談 支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向 けた支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・施設を退所し、地域生活を送る上で、日常生活を営むための準備を行いた い人。
- 長期間入院していたため、食事等の家事を行えない人。
- 特別支援学校を卒業し、就労したいと考えているが、障害の状態から職場 環境に適合できるかどうか不安な人。

(4) 就労移行支援 [訓練等給付]

一般就労等を希望している人に対し、事業所内での作業や実習、適性にあった職場探しなど、就労と職場定着に必要な支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- 特別支援学校を卒業したが、就労に必要な体力や準備が不足しているため、 これらを身につけたい人。
- ・就労していて、体力や職場の適性などの理由で離職したが、再度、訓練を 受けて、適性に合った職場で働きたい人。
- 施設を退所し、就労したいが、必要な体力や職業能力等が不足しているため、これらを身につけたい人。

(5) 就労継続支援A型(雇用型)[訓練等給付]

一般企業での就労が困難な人等に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産 活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- 特別支援学校を卒業して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力 や職業能力が不足している人。
- 一般就労していて、体力や能力などの理由で離職したが、再度、就労の機会を通じて、能力等を高めたい人。
- ・施設を退所して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している人。

(6) 就労継続支援B型(非雇用型)[訓練等給付]

一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- 就労移行支援事業を利用したが、必要な体力や職業能力の不足等により、就労に結びつかなかった人。
- 一般就労をしていて、年齢や体力などの理由で離職したが、生産活動を続けたい人。
- 施設を退所するが、50歳に達しており就労は困難な人。

(7) 就労定着支援 [訓練等給付]

一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

・ 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境 変化により生活面の課題が生じる人。

(8)療養介護[介護給付]

病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ等のコミュニケーション支援など、身体能力や日常生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人。
- ・入院医療に加え、常時の介護が必要な筋ジストロフィー症患者。
- ・入院医療に加え、常時の介護が必要な重症心身障害者。

(9) 短期入所 [介護給付]

自宅で介護する人が病気などの場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、 食事の介護等を行います。

2 日中活動系サービスの見込量

事業名	単位	2018(平成 30)年度	2019(平成 31)年度	2020(平成 32)年度
生活介護	人日	1, 257	1, 257	1, 219
自立訓練(機能訓練)	人日	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日	23	23	0
就労移行支援	人日	77	92	92
就労継続支援 A 型(雇用型)	人日	98	98	98
就労継続支援 B 型(非雇用型)	人日	657	657	657
就労定着支援	人	3	5	8
療養介護	人	6	6	6
短期入所	人日	41	41	41

- ※単位は年間を通じての月平均値
- ※「人」=「月間の利用人員」
- ※「人日」=「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」

3 日中活動系サービス見込量の確保策

- □ 利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図り、地域においては身近な場所での利用が可能となるよう努めます。
- □ 利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- □ 生活介護については、町内外の既存のサービス提供事業所にて、生活介護を提供するほか、指定通所介護事業所においても基準外生活介護としてサービスを提供します。また、必要に応じてサービス提供事業所の新規参入を促進するための支援を検討します。
- □ 自立訓練については、町外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、必要に 応じ利用者に向けた情報提供等を行います。
- □ 療養介護については、町外のサービス提供事業所の動向に合わせ、利用可能な事業所の確保とその周知を図ります。
- □ 短期入所については、町内外の既存のサービス提供事業所を中心に、障害のある 人を介護・療育する家庭等の負担を軽減するためにも一時的・緊急的に利用できる 短期入所の充実を図ります。
- □ 障害のある人の就労については、必要な訓練の提供を受けるため、関係機関との 連絡調整を図りながら一般就労への移行・定着を支援します。
- □ 障害のある人の雇用推進及び工賃倍増を図るため、受注機会を拡大することについて、取り組みを進めます。

第4節 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

1 居住系サービスの内容

(1) 自立生活援助「訓練等給付]

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対 応により必要な支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

・入所施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する人。

(2) 共同生活援助 (グループホーム) [訓練等給付]

地域生活を営む上で支援を必要とする人に対し、共同生活の場において、食事や 入浴、排泄等の介護や相談支援を行うとともに、就労移行支援事業所等の関係機関 との連絡調整を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら、地域の中で暮らしたいと考えている人。
- ・一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい人。
- 施設を退所して、地域生活へ移行したいが、いきなりの単身生活には不安がある人。

(3) 施設入所支援[介護給付]

施設に入所している人に、入浴や排泄、食事の介護などの支援を行います。

(4) 宿泊型自立訓練「訓練等給付]

地域生活を営む上で一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や 家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談 支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向 けた支援を行います。

2 居住系サービスの見込量

事業名	単位	2018(平成 30)年度	2019(平成 31)年度	2020(平成 32)年度
自立生活援助	人	0	1	1
共同生活援助(グループホーム)	人	31	35	40
施設入所支援	人	40	39	37
宿泊型自立訓練	人	3	2	0

[※]単位は年間を通じての月平均値

3 居住系サービス見込量の確保策

- □ 地域生活への移行の観点から、町内外のグループホーム利用を促進するとともに、 社会福祉法人等が新規参入しやすいよう、必要に応じ支援を行います。
- □ 施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行等を勘案しながら必要 な実施体制と見込量の確保に努めます。
- □ 宿泊型自立訓練については近隣のサービス提供事業所と連携し、利用者に向けた 情報提供をするなど、サービスの利用を促進します。

^{※「}人」=「月間の利用人員」

第5節 相談支援

サービス(自立支援給付)の利用決定プロセスに位置付けられ、総合的相談支援を 行います。2012(平成24)年4月に「地域相談支援」が制度化され、「地域相 談支援」は入所施設等から地域生活移行する人の支援「地域移行支援」と地域移行し た単身者等を支援する「地域定着支援」となります。

相談支援の内容

(1)計画相談支援

障害福祉サービスの利用にあたり、個々のニーズや状態に応じて、必要なサービ スが利用できるようケアマネジメントを行います。制度改正により2012(平成 24) 年4月から、きめ細かく支援するために利用者全員の計画相談を実施するこ とになりました。

受 付 計サ ビ支 ビ支 こス等利用計入給決定後 ス等利田(給決定) 害支援区分の 画丨 案ビ 申 のス 作等 用時 請 計の 計の 成利 画サ 画 用 + 認 一定期間ごとの 支給決定時から モニタリング ケアマネジメント を実施

サービス支給決定のプロセス

(2) 地域移行支援

入所施設や病院に長期入所等している人が地域での生活に移行するための準備に 必要な同行支援・入居支援等を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- 障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神 障害者。
- 退所・退院後の住居を確保するための支援が必要な人。
- ・地域生活に移行するための、地域での体制整備や調整が必要な人。

(3)地域定着支援

居宅でひとり暮らしをしている人に対して、夜間等も含め緊急時における連絡・ 相談等の必要な支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- 施設・病院から退所・退院した人。
- ・家族との同居からひとり暮らしに移行した人。
- 地域生活が不安な人。

2 相談支援の見込量

事業名	単位	2018(平成 30)年度	2019(平成 31)年度	2020(平成 32)年度
計画相談支援	人	16	16	16
地域移行支援	人	0	0	1
地域定着支援	人	0	0	1

[※]単位は年間を通じての月平均値

3 相談支援の確保策

- □ 障害特性や個々のニーズに配慮した、よりきめ細やかな相談支援を行うため、大 泉町障害者相談支援センターの充実を図るとともに、様々な社会資源を活用しなが ら、身近な相談支援の基盤整備に取り組みます。
- □ 事業者に対し相談支援に係る新たな制度の周知を行い、円滑な新規事業への移 行を促進しサービスの供給体制の整備を行います。
- □ 利用者に対し、広報紙やホームページなどを通じて新たな制度の周知を行い、 障害のある人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めていきます。

第6節 障害児通所・相談支援

1 障害児通所・相談支援の内容

(1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

^{※「}人」=「月間の利用人員」

(2) 放課後等デイサービス

放課後等に施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

(4) 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問し発達支援を行います。

(6) 障害児相談支援

障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案の作成を行います。 また、給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成を行います。 す。

2 障害児通所・相談支援の見込量

事業名	単位	2018(平成 30)年度	2019(平成 31)年度	2020(平成 32)年度
児童発達支援	人日	172	172	158
放課後等デイサービス	人日	607	691	733
保育所等訪問支援	人日	2	2	2
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	5
障害児相談支援	人	4	4	4

[※]単位は年間を通じての月平均値

^{※「}人」=「月間の利用人員」

^{※「}人日」=「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」

3 障害児通所・相談支援の提供体制の確保策

障害児については、子ども・子育て支援法第2条第2項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図っていきます。

サービス別見込量一覧

	事業名	単位	2018(平成 30)年度	2019(平成 31)年度	2020(平成 32)年度
1	訪問系サービス				
	居宅介護	時間	517	555	594
	重度訪問介護	時間	656	656	656
	行動援護	時間	24	24	24
	同行援護	時間	0	0	0
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
2	日中活動系サービス				
	生活介護	人日	1, 257	1, 257	1, 219
	自立訓練(機能訓練)	人日	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	人日	23	23	0
	就労移行支援	人日	77	92	92
	就労継続支援A型(雇用型)	人日	98	98	98
	就労継続支援B型(非雇用型)	人日	657	657	657
	就労定着支援	人	3	5	8
	療養介護	人	6	6	6
	短期入所	人日	41	41	41
3	居住系サービス				
	自立生活援助	人	0	1	1
	共同生活援助(グループホーム)	人	31	35	40
	施設入所支援	人	40	39	37
	宿泊型自立訓練	人	3	2	0
4	相談支援				
	計画相談支援	人	16	16	16
	地域移行支援	人	0	0	1
	地域定着支援	人	0	0	1
5	障害児通所・相談支援				
	児童発達支援	人日	172	172	158
	放課後等デイサービス	人日	607	691	733
	保育所等訪問支援	人日	2	2	2
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	5
L	障害児相談支援	人	4	4	4

- ※単位は年間を通じての月平均値
- ※「時間」=「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用時間数」
- ※「人」=「月間の利用人員」
- ※「人日」=「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」

第7節 自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する 公費負担医療制度です。

第8節 補装具

補装具(義肢、装具、車いす等の障害者等の身体機能を補完・代替し、かつ長時間にわたり継続して使用されるものなど)の購入や修理に要した費用の9割を補装具費として支給します。

第9節 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が障害福祉サービス等を利用しながら、地域で 自立した生活ができるよう、各種の相談や必要な情報の提供と助言、虐待の防止等の ための権利擁護、また意思疎通や移動を円滑にするための支援などを、町などが自主 的に行う事業です。

I 地域生活支援事業のサービス内容

(1)相談支援事業

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、障害者等や 保護者、介護者などからの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等や権利擁護 のために必要な援助を行います。

相談支援における町と県の役割分担

《 **町** 》

《県》

一般的な相談支援

- 相談、情報提供 助言、連 絡調整等
- 地域のネットワーク作り

専門的・広域的な支援

- 基盤整備
- ・高い専門性や広域的対応を要するもの
- ・当面、市町村では十分確保 できない場合があるもの
- ・ 障害児等の療育支援

① 障害者相談支援事業

福祉サービスに関する相談や情報提供など、福祉サービスを利用するにあたっての必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見、権利擁護のために必要な援助などを行います。

また、実施にあたっては、館林市など1市5町の広域で地域自立支援協議会を 共同設置し、中立・公平な相談支援事業を実施するとともに、地域の関係機関の 連携強化などを推進します。

② 市町村相談支援機能強化事業

専門的な相談支援等を必要とするときに対応できるよう、社会福祉士、保健師、 精神保健福祉士等の専門的な職員を配置し、相談機能をより強化・充実します。

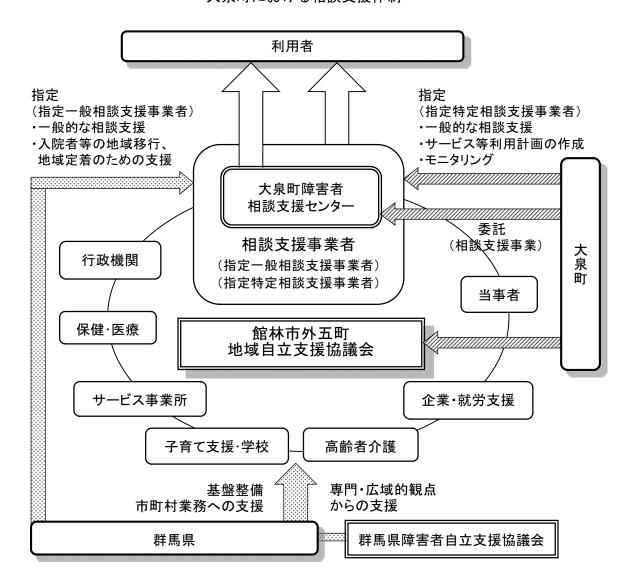
③ 成年後見制度利用支援事業(手続き等の支援)

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者が、成年 後見制度を利用するときに必要な手続き等の支援を行います。

④ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由 により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うととも に、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

大泉町における相談支援体制



(2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支 障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うなど、意思疎通を円滑に するための支援を行います。

(3) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与するなど、日常生活の支援を行います。

(4)移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者などに対し、外出のための支援を行います。

(5) 地域活動支援センター事業

基礎的事業として、利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流活動等を行います。また機能強化事業として、専門職員の配置や小規模作業所による援護事業を行います。

地域活動支援センター機能強化事業のタイプ別事業内容

機能強化事業の タイプ	事業内容	利用者数の 基準
1. 地域活動支援	専門職員(精神保健福祉士等)を配置	1日当たりの実
センター I 型	し、医療・福祉、地域の社会基盤との	利用人員が概ね
	連携強化のための調整や地域住民ボラ	20 名以上。
	ンティア育成、障害に対する理解の促	
	進を図るための普及啓発等の事業を実	
	施する。	
2. 地域活動支援	地域において雇用・就労が困難な在宅	1日当たりの実
センター Ⅱ 型	障害者に対し、機能訓練、社会適応訓	利用人員が概ね
	練、入浴等のサービスを実施する。	15 名以上。
3. 地域活動支援	小規模作業所としての実績を概ね5年	1日当たりの実
センターⅢ型	以上有し、安定的な運営が図られてい	利用人員が概ね
	る作業所が、地域の障害者を対象に通	10 名以上。
	所による援護事業を実施する。	

(6)日中一時支援事業

障害者等が日中に活動できる場の確保と障害者等の家族の就労支援、また介護者の一時的な休息を確保するために、一時的な見守り等の支援が必要と町が認めた障害者等に対し、サービス提供事業所や障害者支援施設等において、日中の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

(7) 社会参加促進事業

障害者の社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造助成事業を行います。

(8) 成年後見制度利用支援事業 (費用等の支援)

成年後見制度による支援が必要であるが、申立てをする親戚がいないため、制度の利用が難しい知的または精神の障害者に対し、必要と認められた場合、町長が申立人となり、申立てにかかる費用及び裁判所が選定した後見人の報酬の全部または一部を助成します。

地域生活支援事業の見込量

	_				人派子水砂			
		事業名	2018 (平	成30)年度	2019(平成31)年度		2020(平成32)年度	
			実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
	(-	1) 理解促進研修・啓発事業	宇	施	実施		実施	
	※実施の有無を記載			л <u>е</u>		TAPE	X	: Л Ц
	(2	2)自発的活動支援事業	実	1/c	#	±/a:	4	* t/c
		※実施の有無を記載	天	ル也	実施		実施	
	(:	3) 相談支援事業						
		①障害者相談支援事業	1		1		1	
		基幹相談支援センター	無		無		無	
		※設置の有無を記載						
		②基幹相談支援センター等機能強化	実施		実施		実施	
,	ļ	事業						
		③住宅入居等支援事業	実施		実施		実施	
L		※実施の有無を記載						
	(4	4)成年後見制度利用支援事業	0		0		1	
	(5	5)成年後見制度法人後見支援事業	実施		実施		実施	
L		※実施の有無を記載						
	(6)意思疎通支援事業					1		
		①手話通訳者・要約筆記者派遣事業		27		27		27
	ŀ	※実利用見込み件数を記載						
		②手話通訳者設置事業	1		1		1	
L		※実設置見込み者数を記載						

※単位は年間の総量

事業名	2018 (平)	成30)年度	2019 (平	成31)年度	2020(平成32)年度	
# 未 石	実施見込箇所数	実施見込箇所数 実利用見込者数		実施見込箇所数 実利用見込者数		実利用見込者数
(7)日常生活用具給付等事業 ※給付等見込件数を記載						
①介護·訓練支援用具	3			3		4
②自立生活支援用具	3		;	3		4
③在宅療養等支援用具	2		;	3		3
④情報·意思疎通支援用具	3		4		4	
⑤排泄管理支援用具	635		661		687	
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0		(0	0	
(8)手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込者数 (登録見込み者数)を記載		17		17		17
(9)移動支援事業 ※「実利用見込み者数」欄に、 実利用見込者数、延利用見 込時間数の順に記載		7 250		7 250		7 250
(10) 地域活動支援センター ※他市町村に所在する地域 活動支援センターを利用	1	11	1	11	1	11
する者がいる場合は、上段 に自市町村分、下段に他市 町村	3	11	3	13	3	15

※(7)日常生活用具給付等事業を除き、単位は年間を通じての月平均値

3 地域生活支援事業サービス見込量の確保策

□ 相談支援事業については、館林市外五町地域自立支援協議会を中心にサービス提 供事業所と連携し、円滑な相談体制の整備を進めます。また、『広報おおいずみ』『大 泉町ホームページ』などを活用し、大泉町障害者相談支援センターの周知と利用の 促進を行います。 □ 意思疎通支援事業については、手話通訳派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通 訳者設置事業を県に委託しサービスを提供します。 □ 日常生活用具給付等事業については、障害者の自立生活に資するため、サービス の周知と日常生活支援用具等の情報を提供するとともに毎年予算を確保するよう努 めます。また、障害者と介護者が容易かつ適切に利用できるよう使用方法や修理な ど情報提供や相談の充実を図ります。 □ 移動支援事業については、必要に応じてサービスを提供できるようサービス提供 体制を整えるとともに、サービスの周知を充実するなど利用を促進します。 □ 地域活動支援センター事業については、Ⅲ型として指定管理者制度により適正な 管理運営のできる法人へ事業委託し、機能の強化・充実を行います。 □ 日中一時支援事業については、必要に応じてサービスを提供できるようサービス 提供体制を整えるとともに、サービスの周知を充実するなど利用を促進します。 □ 社会参加促進事業については、障害者の自立に向けた支援策として、毎年予算を 確保するよう努めるとともに、制度の利用を促進するため、『広報おおいずみ』『大 泉町ホームページ』等を活用し、制度の周知を図ります。 □ 成年後見制度利用支援事業については、障害者の権利擁護の支援策として、毎年 予算を確保するよう努めるとともに、権利擁護の啓発を図ります。